

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認宮崎地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	2 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月から39年3月まで

私は、昭和36年4月に結婚式を挙げ、同年8月に入籍した後、夫の父親と同居し、田畑の仕事をしながら家計を任されていた。

婚姻時、夫は22歳になっていたが、将来年金が貰えないと困ると思い、夫の2年分の保険料をさかのぼって納付し、その後は毎月100円の保険料を毎月、市役所へ納付した。

私が国民年金に加入してからは、私の保険料も夫の分と一緒に納付し、夫婦ともに未納期間が生じないように努めていたので、申立期間について、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和40年12月9日に払い出されていることが確認でき、その時点で、申立期間のうち、38年10月から39年3月までの期間については、納付期限の時効到来前であり、保険料の納付が可能である上、A市の国民年金被保険者名簿から、当該期間の直後となる39年4月から40年3月までの国民年金保険料を同年12月21日に過年度納付していることが確認できることを踏まえると、申立期間を除いて、国民年金保険料をすべて納付している申立人が当該期間の保険料のみ納付しなかったとは考え難く、当該期間の保険料についても過年度納付と同時に納付していたと考えるのが自然である。

一方、申立期間のうち昭和38年1月から同年9月までの期間については、申立人の国民年金手帳記号番号の払出日時点では、時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、特例納付の実施期間でもないことから、申立人は当該期間の国民年金保険料を納付することがで

きなかったものと考えられる。

また、申立人が、当該期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和38年10月から39年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年5月から49年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和47年5月から49年1月まで
昭和49年ごろ、A市役所より電話があり、「今なら20歳までさかのぼって国民年金保険料を払うことができます。」と言われ、市役所の窓口でその期間の保険料を一括して納付した。

当時、まとまった金額を支払うのは苦しかったが、親から「市役所から来たのだったら払った方が良い。」と言われたため、預金を引き出して納付したことを覚えている。

申立期間が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年1月19日に払い出されていることが確認できる上、A市の国民年金被保険者名簿により、49年1月から50年3月までの期間（うち49年1月及び49年10月から同年12月までの期間は還付済み）の国民年金保険料を51年3月16日に過年度納付していることが確認できるところ、その時点では、申立期間のうち47年5月から48年12月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付できない期間であるとともに、当該納付日は特例納付の実施期間でもない。

また、申立人が所持する年金手帳及び国民年金被保険者名簿から、申立人は、昭和50年12月17日に国民年金の加入手続を行い、その際の被保険者資格取得年月日は49年1月23日とされており、当該手続を行った日は、第2回特例納付の実施期間に当たるものの、48年12月以前の期間については、国民年金の未加入期間とされている上、そのうち48年6

月から同年12月までの期間は申立人が厚生年金保険に加入していたことから、申立期間についての納付書は発行されず、当該期間の国民年金保険料を納付することができなかつた可能性が高いと考えられる。

また、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで

私と弟は、A市のB社に同時に入社し、昭和 54 年 12 月 7 日から 55 年 6 月 1 日までの期間において、解体工として働いていた。昭和 54 年 12 月から 55 年 2 月までの期間が試用期間であったかは不明だが、当時の給料及び勤務期間について、弟と同様であったにもかかわらず、弟は、55 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日までの期間において厚生年金保険の加入記録があるのに、兄である私の記録が無いのは納得できない。申立期間について、厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人及びその弟は、昭和 54 年 12 月 7 日から 55 年 5 月 31 日までの期間において、ともにB社に係る雇用保険の被保険者記録が確認できることから、申立期間当時、申立人及びその弟がともに同社の業務に従事していたことが確認できる。

しかしながら、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、既に死亡している当時の役員及び申立人の弟を除く、申立期間中に厚生年金保険の被保険者であった者について確認したところ、7人のうち6人は、既に死亡しているか所在不明のため供述を得ることができず、所在の確認ができた同僚一人は申立人に係る記憶が無く、事業主に聴取しても、「当時の関連資料が無いため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除については確認できない。」と回答していることから、申立人の主張を裏付ける供述が得られない上、申立人も当時の社員数や同僚の氏名等の記憶が乏しいことから、同僚に係る厚

生年金保険の加入状況等について確認することができない。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、申立人の氏名は無く、申立期間及びその前後の期間において健康保険整理番号に欠番も無い。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 5 月 28 日から 37 年 1 月 7 日まで

私は、脱退手当金の受給手続は一切しておらず、受給した記憶も無いのに、60 歳になったとき、「脱退手当金を受給している。」と言われ、納得がいかない。

申立期間について、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間に勤務していた事業所において昭和 32 年 5 月 16 日から 37 年 2 月 13 日までの期間に厚生年金保険の被保険者資格を取得した女子職員 44 人のうち、39 年 9 月 18 日までに資格喪失した者で脱退手当金の受給資格がある者は 17 人であり、このうち 15 人に脱退手当金の支給記録が確認できるほか、これらの者の脱退手当金の支給決定日はすべて資格喪失後 6 か月以内である上、申立人を含め同一日に支給決定された者が複数確認できること、及び同僚の一人が、「事業所から脱退手当金の説明を受け、代理請求をしてくれた。」と供述していることを踏まえると、申立人についてもその委任に基づき事業主により代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、申立人は、申立事業所を退職後、国民年金の強制加入期間があつたにもかかわらず、昭和 43 年 11 月ごろに国民年金手帳記号番号が払い出されるまで、国民年金の加入手続を行っておらず、通算年金制度に対する意識が高かつたとは考え難い上、申立期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から一月以内に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情が見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。